

# 平成21年6月定例会 一般質問(うの俊市)

シリーズ

日本が“破綻する”前に、  
玉野市の再生を！

## 「玉野市の財政」 過去から、現在、将来への展望

### 「それでも財政危機はヒトゴトか

わたしは今議会で、玉野市議会議員一〇年を迎えました。改めて財政はつくづく難しいものだと思います。あらゆる制度は社会に完全に適用できるものではありません。そこで、中央官庁の役人はその矛盾をいかに克服するかに努力をし、自治体職員の皆様方も同様に仕事を行ってこられました。

わたしはいま、行政（財政）の難しさの、果てしないジレンマの中にあることを実感しています。ある現実に対応しようとする、他の矛盾が出てきて次はそれに対応しようとする。そして、いろいろな要請に応えようとして制度は益々複雑になっていきます。それを繰り返しているうちに、誰も理解できないような制度になってしまいうようであります。理解が難しいから政治家は責任を持つとしなくなり、国民（市民）はヒトゴトだと思うようになるようです。この結果、既得権益だけで動かされて財政は放漫化しています。このツケをすべて将来の日本国民が負うことになるかと思うと、それ恐ろしい気持ちで一杯です。この傾向は強まることがあっても、けっして弱まることはないでしょう。いまの制度を続けるかぎり、決定的な手がないのが現状ではないでしょうか。

わたしも議員当初は何とか行政（財政）を合理化する方法が見つかるのではないかと、いう意気込みではじめたものですが、調べれば調べるほど、問題点が分かっていても解決の方法

が難しいことを明らかにしてしまおうようなことになりました。実際、難しい問題であるからこそ今まで根本的な解決がなされてこなかったともいえます。

結局、「そこそこの合理化」ではもうダメなのです。行政を「やめる」決断を政治家が行い、それを国民（市民）がうながすしか、本当の解決の方途はないのではないのでしょうか。そのためには「分らない」「難しい」と言ってもソッポを向くのではなく、財政を少しでも理解して改革していかないと日本にそして玉野市の将来はないということが、わたしの市議会議員一〇年目の認識であります。

そこで、玉野市の過去25年間の財政状況を把握したうえで、玉野市の財政白書を作成し、その財政白書によって玉野市の具体的な改革の議論を引き出すことが出せるなら、わたしの玉野市議会議員3期目の、玉野市の将来にとって大きな貢献であると考えています。

今議会では、こうした視点に立って、市長に質問をしてみました。

そこで、

## これからの玉野市の、 行財政運営を（考える）

どのようにしていくか？

まず、

一、玉野市を規定する大きな要因として、次のような6項目が考えられる。と思います。

- (一) 地域の社会経済状況（地域特性）
- (二) 国と地方間の財政制度の不適切な関係
- (三) 経済のグローバル化
- (四) バブル経済移行の政策不在・誤り
- (五) 岡山県の政策
- (六) 玉野市自身の財政運営

同時に、これらが近年の玉野市の危機を生み出したといえます。

例えば、(一)は、少子高齢化の進行、

(二)は、地方交付税や国庫支出金の削減といった影響、

(三)は、産業の空洞化の影響や企業の海外等への脱出、韓国の経済危機により、税収が減少したことによる影響、

(四) バブル崩壊後も、公共事業に走り続けた事例、

(五) 岡山県の基本計画や補助金削減などの影響、

(六) 市長の政治姿勢や政策方向の問題、などだと、私は考えています

玉野市の財政的特徴、財政危機の原因は何か？

(一)～(六)のそれぞれの要因で、

市長の御所見をいただきたいと思います。

**市長**

## 二、經常収支比率を考える

バブル崩壊後は少子高齢化になり、成長型社会から成熟社会へ移行しています。当然經常経費は高くなります。

成熟型社会への玉野市の行財政運営について、御所見をいただきたいと存じます。

經常収支比率が低いほど、投資ができる「ゆとり度」があるとして、高度成長期以来70〜80%が適正という評価でした。わたしは、これからの玉野市は「土木方・投資的経費型財政」から「環境・福祉・教育型財政」への転換が課題だと思います。

市長の御所見を賜りたい？

### 市長

では、「環境・福祉・教育型」へどのように転換したらいいのか。お尋ねします。

## 三、歳出から見た予算の組み立て方

について、まず、玉野市の予算はどういう発想で組まれるのでしょうか？

(一) ①人件費を中心として、經常経費を抑え、②地方債を発行して、歳出自体を増やす。

(二) ①經常経費を最優先に予算を充てて、その際、準義務的経費として、物件費もこの中に入れて、次に、②その他の経費を充てた、その残りを投資的経費とする。

のか？ お尋ねします。

### 市長

次に、

## 四、行政改革の手順は？

について、お尋ねします。

①義務的経費↓ 義務的経費以外の經常的経費↓ ③投資的経費。

それとも、①投資的経費↓ ②義務的経費以外の經常的経費（特に補助金等や物件費）↓ 義務的経費か？

財政危機とはいえ、市民サービスを低下させない本当の行政改革としてやれることはまだまだあるはずです。

### 再質問

わたしの「環境・福祉・教育型財政」

への転換の課題について述べます。

バブル崩壊以降まで、玉野市の財政運営は、上水道、（下水道も入ってきませんが）、舗装道路、学校、保育園や、第三セクターの箱物などハードな都市建設を行うために「投資的経費」を生み出す

①（従来の）「土木型・投資的経費型財政」を行ってきました。

しかし、現在は少子高齢化で

② 「環境、社会教育、地域福祉」などソフトな行政サービスへの需要が高まっています。

成長型から成熟型への移行です。当然、經常経費は高くなります。

成熟社会の自治体行財政運営としては、新たに建設事業を行うのではなく、既存のインフラの維持管理に力を入れ、長期にわたって活用する政策が必要になります。「投資的経費」を増やすより「維持補修費」を充実させる政策への転換だと考えます。

再質問 歳出から見た予算の組み方について、

(一) 従来の、公債費・物件費の増大をもたらす。

(二) これからの、人件費抑制を中心とした、全国各地で展開される、自治体当局の「行政改革」です。

(二) OK (一) ×

次に、  
四、行政改革の手順（は？）  
について、お尋ねします。

市民サービスを低下させない、行政改革の手順について、多くの自治体は、

①義務的経費↓ ②義務的経費以外の経常的経費↓ ③投資的経費とやってきました。

御所見があれば、ご説明下さい。

## 市長

行政改革の

五、具体的な方法について？

(一) 投資的経費について？

(二) 補助費等について？

(三) 物件費について？

見直しについて御所見をいただきたいと思  
います。

## 市長

### 再質問

わたしは、①投資的経費↓ ②義務的経費以外の経常経費（特に補助費等や物件費）↓ ③義務的経費です。

財政危機とはいえ、玉野市あげて知恵を働かせば、市民サービスを低下させない本当の行政改革としてやれることはまだまだあると  
考えます。

### 再質問

それでは、これからの行政改革の方法について、  
手順を追って提案したいと思います。

(一) 投資経費を精査し、見直し、そのあり方を  
考える。

①玉野市の当面の投資計画を見直し・基本計画に盛り込まれている投資計画については、身の丈にあつたものか、将来不足はどのようなものか、もう一度お検討いただきたい。

②既設の公共施設の耐用年数は？

既設の公共施設がいつ頃建て替えをしなければならぬのか、建て替えではなく、修繕・改築することでも長く活用することができないか、そういう視点から検討していただきたい。

それを、総合計画などに個別に公共施設は築何年立っているかを講評してはどうでしょうか。その上で、今後、公共施設をどのように修繕、改築していくか中長期的な財政フレームをつくっていく必要があろと考えます。

(二) 補修費等の見直し

次に補修費等の見直しです。

①従来、要綱に従って交付されていた補助金が大部分だと考えます。まずは、市民公募や学識経験者で構成する「補助金検討委員会」で全ての補助金について見直してはどうでしょうか。

②「補助金検討委員会」で客観的で明解な交付基準をつくってはいかがでしょうか。

③NPO育成のために、市民が企画し、自ら申請する「公募補助金制度」を導入してはいかがでしょうか。

④補助金が適正に交付されているか、監査委員が特別監査機能を持って監視させる、などをおか

んがえになつてはいかがでしようか。

(三) 物件費の見直し

物件費の多くは委託料だと思います。また、正規職員数・給与水準を削減することで人件費は減少しても民間委託が増えることで物件費が増大するという関係があります。見直しのポイントとしては、

①委託先について、契約方法（随意契約か一般入札かなど）、契約期間、規模別、地元発注かなど。

②委託先企業が委託労働者の労働条件の改善を含めて、公共性たる仕事、責任を果たすかが課題です。そのために、公契約条例の制定や総合評価型入札の導入が課題となると考えます。

このように、投資的経費、補助費等や物件費を見直した後に、繰出金などの義務的経費以外の経常的経費を見直し、最後に義務的経費の見直しが課題になると考えます。

以上が私の経済白書作成の過程での提案と致します。

ご検討いただければこの上ない歓びでございます。

一般質問はこれで全て終了いたします。  
ご成長、ありがとうございます。

## 六、財政健全化法の課題について？

07年6月に第166回通常国会で「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。この法律では、

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率を健全化判断比率としています。この健全化判断比率を毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表しなければならないとしています。

健全化判断比率にいずれかが早期健全化基準以上になった場合には財政健全化計画を、①②③のいずれかが再生基準以上の場合には財政再生計画を定めなければなりません。なお、この早期健全化基準と再生基準は政令で定めるとされています。

従来の地方財政再建推進特別措置法では、地方債の発行制限をされても自主再建の道が選択されたのに対し、今度の健全化法では自治体の自主再建は選択できません。また、国の関与が強いことも問題です。

財政健全化法が自治体財政運営に与える影響について、2007年度決算における健全化判断基準比率が極めて悪化して、連結実質赤字比率に関する公営事業・公営企業会計の問題を抱える自治体として、守口市（国保の加入者の過半数が無職者）、赤平市（あかびらし病院事業会計）、京都市（地下鉄事業会計）及び和歌山市（下水道事業会計、土地造成事業会計）等がすでに問題になっています。

玉野市にとっての課題は、健全化判断比率を地方自治体の観点からどのように活用していくかを考え、財政健全化法を乗り越えていく市長の手による財政規律や地域債権の方策が求められていると思います。

御所見を賜りたいと思います。

七、玉野市の予算編成について

(一) 財政再建を言いながら、まだカットするところがあるのか？

財政部長におかれましては、5月で出納整理期間が終わり、前年度予算にかかる歳入・歳出が確定し作業がこれから本格化することと思えます。9月議会に提出の決算書の作成と、総務省に提出される決算統計の作成、そして、平成20年度より新たに地方財政健全化法に基づく事務として加わった健全化判断比率の算定。さらには、平成21年度からの貸借対照表などの財務4表の作成事務と本年は大変な年であることをお察し申し上げます。

本論に入ります。

丁度一〇年前、初当選の年の研修で、元大蔵省・主計局出身で京都大学経済学部教授でおられた、吉田和男氏の講演を元に、財政部長に玉野市の財政再建の御所見を求めたいと思います。

さて、戦前までの日本では、国も地方も財政の役割は国防、教育、大規模事業程度でした。ところが戦時中に税金が引き上げられ、少しは戻されたが高い税率が続く、日本の経済発展とともに税収も伸び、国が巨額のカネをコントロールすることが可能になって豹変しました。これを最大限に活用したのが政治家たちでした。選挙で勝つための方便として、「病院に行った高齢者の治療費は無料にしましょう」「年金支給額を増やしましょう」「道路や橋をつくりましょう」「農業は守りましょう」「産業の育成をしましょう」などいってさまざまな行政サービスをぶちあげてきました。

財政膨張のタネはあらゆる所にまかれてきました。財政支出が急カーブを描く起点になったのは、「福祉元年」といわれ、福祉政策の充実がはかられた昭和48年からでありました。

福祉政策といっても、貧しい人たちを助けるための費用は案外かからない。本当に貧し

い人は少ないからです。ところが、普通の人たちまで行政が面倒を見るようになり、膨大な財政が必要となってまいりました。例えば年金は貧富の差にかかわらず、ほぼ全員がもらえる。

それだけではありません。公共投資新基本計画、ウルグアイ・ラウンドにともなう農業関係予算の拡大、新ゴールドプランの推進、整備新幹線や瀬戸大橋に、空港建設など、明確な財政処置がないままの財政膨張の新しいタネが、どんどんまかれていきました。

一方の旧大蔵省は、なんとか経費削減を実施して、財政再建を目指すことになりました。毎年夏、旧大蔵省に対する各省庁の新年度予算要求に一定の枠をはめる、いわゆるシーリング（概算要求基準）を設定する。これは閣議で決定する。それをマイナス・シーリング（基準を前年度にくらべて減）するわけです。

マイナス・シーリングは1983年から導入されました。

しかし、これは一般歳出の全体をそっくり減らすとっているわけではなく、全体のほんのわずかの部分に過ぎませんでした。これではマイナス・シーリングで歳出削減の努力をしているといっても、これでは焼け石に水というほかはありません。

マイナス・シーリングで減らして、さすがにもう減らすところがなくなった。しかし、政治家は次々と省庁の仕事を増やしていきましたが、各省庁の役人からすると、仕事は増えるが、仕事に使いたいエネルギー代がどんどん減らされていきました。いってみれば、車が増えてもガソリンを減らされているようなもので、どうしてこのような構造ができてしまったのでしょうか。

各省庁の役人たちは「予算を減らされると、それまでの仕事ができなくなる。これはたいへんだ」と騒ぎ出すしまつで。政治家たちも大いに慌てたのです。地元選挙区の支持者や支持団体など、かわいい七つの子たちがみんな口を開けて待っている。親鳥としては、その口に入れるエサが減らされては困る。こ

の結果、「既得権益」「大蔵省の独裁」といった言葉が頻繁に使われるようになったといわれました。そこで、その時、元・大蔵省出身の自民党代議士・村田吉隆氏に、このことを、お尋ねしたところ「大蔵省は横暴だ、権力が強大すぎるというが、私は逆だと思う。大蔵省の財政による行政の総合調整力や予算査定能力などは、明らかに減衰しています。マイナス・シーリングにしても各省庁に自己査定を頼んでいるにすぎません。自分たちの能力ではそれはできないことを認めているようなもので、財政による行政の総合調整力の一部を各省庁に委譲してしまっている。こんな大蔵省のどこに強力な権力があるというのか。彼等が財政再建に本気で取り組むならば、力のある政治家と組んで裏でコソコソ動くのではなく、公の場で各省庁の担当者たちと徹底的に理論闘争すべきです。」と、質問に答えてくれました。

しかし、吉田和男教授は、大蔵省は予算を増やすことができても、減らすことはできない。各省庁の予算を増やしたり、減らしたりする権限は大蔵省にはなく、それぞれの省庁の権限です。大蔵省の「財政再建」は各省庁の協力なしにはできないが、大臣はそんな力はないし、むしろ省庁の既得権益を守る側に立つケースがほとんどです。結局、大蔵省は経常的経費の一律カットしかできません。予算を減らすために、本当はこれから必要な経費も、もはや必要なくなつた経費も、一切合財ゴタ混ぜにしたまま、均等にカンナがけするしかないのです。いわば判断停止状態に陥っている。という講演でした。

それから一〇年、玉野市の財政再建の現場の御所見を財政部長にいただきたいと思いません。



(二)「予算のお目付役」にはほど遠い、  
監査委員の自治体監査改革の進むべき道

監査委員は決算について検査・確認し報告書を作成する。監査委員は毎月、各部署の報告を集めており、また常時、実地検査を行っていると思います。あらかじめ予算の執行状況などを把握していて、検査では、もちろん帳簿上の数字の突き合わせだけを行っているわけではないと思います。補助金や交付金などの対象が適当か、工事に手抜きはないかといった、じつに細かな検査を行い、予算執行の際の問題点を発見して、これを指摘する。税金などの検査でも、少なく徴収した場合だけでなく、多く徴収した場合でも指摘される。

これが監査委員が税金の使い方、ムダ遣いを検査、監視している唯一の機関とされる理由ですが、じつは「ムダ遣いの監視」という表現は正しくないのではないのでしょうか。監査委員の検査は「合規性検査」といって、規則や予算どおりに支出しているかどうかを検査しているのです。玉野市の支出では公務員の恣意性を排除するために法律、政令をはじめ、全てに規則があります。監査委員はこれらの規則に基づいて支出されているかどうかを検査されるにすぎず、税金のムダ遣いを検査、監視しているわけではありません。すなわち、予算に計上されてしまえばムダとは見られないのです。

たとえば交付金については数えきれないほどありますが、その計算をまちがえたり、交付対象になっていないところに交付したりするケースがあると、これらは規則破りの支出になります。また、土木関係では、例えば護岸工事があったとすると、現場でコンクリートに小さな穴を開けてサンプルを採取し、砂利とコンクリートの混合比が規定どおりになっているかを調べられる。規定に合わない支出は適切ではないということになると思います。

減反政策の一方で、農業用水確保のために、何年もの歳月と、事業費として何億円ものカ

ネをつぎ込んで、市民の側から見れば膨大な税金のムダ遣いに他ならないと思われる事業でも、監査委員にとっては、この事業そのものは玉野市が決めたもの、規則に合っているもの、必要なものというところから見て、工事に手抜きがあったり、補助金が多い少ない、或いは流用といった場合のみ、予算の使い方が不適切だとクレームを付けるだけだと理解しています。

玉野市は別として、他の自治体の多くでは、監査委員に指摘された長は大変ショックを受けるようですが、怒られるのは各部署の長で、彼等は監査委員に謝罪をしなければならぬようです。これはお役人にとっては非常にみづともない話で、大変不名誉なこととされているようですが、逆に言うと、ペナルティーがそれだけしかないから、普通なら今後は気をつけようということになるようですが、これがなかなかならないようです。

最終的な責任は、玉野市では決算の議決を受ける市長にあるのですが、これも道義的な追及で終わってしまい、誰がその責任を取るということはないようです。これでは税金の無駄遣いはもちろん、規則に合わない支出、の流用などはなくならないのではないかと、われてまいりました。

そこで議論されているのが監査委員のあり方です。規則にあった支出かどうかといった単なる合規性検査ではなく、ある行政をした結果、それが有効だったか、ムダだったかといったところまで踏み込む必要も考えるべきだということです。行政全体を見渡す、例えば、アメリカのGAOのような「この行政については、このような理由でムダだ」との見解を示せる機関が日本の役所にも必要ではないでしょうか。

平成20年度からの地方財政健全化法の施行のもとにおける公会計・公監査・財政制度の改革的な動きが開始されました。わが国においては、自治体の公会計及び公監査制度の構築が遅れており、これは、玉野市はじめ自治体側の市民・納税者へのパブリックアカウ

ンタビリティの履行の認識が希薄なためと考  
えられています。

そこで監査委員に、現在の自治体監査の弱  
点と財政健全化法上の監査制度の特質、諸外  
国で進展し、わが国においても導入されるべ  
き自治体監査の構造についての御所見をいた  
だきたいと存じます。

(三) 「道路特定財源の一般財源化」について、御所見を？

道路特定財源問題で与野党がもめにもめていましたが、去る4月22日、改正道路整備事業財政特別措置法の成立に伴って一般財源化されました。一般財源化による道路行政はどう変化していくのか、御所見をいただきましたか？

## 再質問

私の考えを述べます。わたしは、基本的には暫定税率はやめて、石油の値段を下げるのが一番いい案だと考えていました。

そのうえで、わたしとしては道路特定財源を廃止し、その税収はいったんなくしてしまえばいいと考えていました。そして、これまとは全く違う新しい議論を通して、石油消費を抑えるための新しい目的税を設ければいいと考えていました。税制は石油消費を抑えるためでありますが、税収は代替エネルギーとか温暖化対策に使う。手順としては、代替エネルギーの開発に必要な予算が出た段階で、暫定、或いは恒久税率を設定して予算を確保するのが順当だろうと考えていました。

しかし、道路特定財を一般財源に入れてしまいました。入れたらどうなるか。きつといつものように「介護につかいます」「教育(教科書)に使います」「福祉に使います」という名目になるに違いありません。そうやって税金にメリハリがなくなっていくます。「いくらあっても間に合わない」ところに投入するのはよくありません。

過去、立派な名目をあげた課税がどうなったかを考えればすぐに理解できると思いますが。各省庁がズブズブと予算を取っていくだけになると考えます。そして税金の有効な使い方を考えるよりも、寄ってたかって無駄遣いをして、あつという間になくなってしまふ。自治体の玉野市にとってはどうでしょうか？  
以上が残念ながら、わたしの意見です。

八、平成一九年度・

決算統計（地方財政状況調査票）から

（一）(p38-1)「投資的経費の状況」

用地所得費決定額が、61,282(千円)で、取得用地面積が、578平米となっていることから、平米単価は、10・6万円、坪単価、35万円となっている。

この土地はどこの地域の、どの地目の単価を適用しているか？ また、妥当な単価であるか？

インフラ資産の底地の評価は妥当であるか？

以上お尋ねします。

**財政部長**

（二）(p47)「地方債借入先及び利率別現在高の状況」から

拝察いたしますと、3%以上の借入金があるが、42億円以上見受けられます。7%超というものも見受けられることから、玉野市の財政厳しい折、一日も早く低金利への借り換えを行うべきだと思います。

御所見を？

**財政部長**

(三) 学校（教育費） 予算について

「備品が足りない」「修繕できない」。  
よく聞く教育現場の声です。  
そこで学校予算についてお尋ねします。

自治体では、「教育の独立」原則から市長部局から独立して教育委員会が設置されています。しかし、(地教行法29条で)教育委員会の意見を聞かなければならないとしつつも、(地方自治法180条の6で)教育委員会に関する予算の調整及び執行についての権限は市長の専属になっています。

そこで、教育費の内訳を、決算カードや決算統計から教育費を採って、目的別歳出から、「(款)教育費」があります。さらに款の次の分類として、「小学校費」「中学校費」「高等学校費」「社会教育費」といった項に分かれます。

玉野市の小学校費、中学校費、高等学校費は、校舎建築費用や学校の備品などに充てるため、社会教育費は公民館や図書館、保健体育費は小中学校の学校給食や体育館・プールなどの体育施設などと理解しています。教育総務費は教育委員会関係経費などです。

玉野市の教育費の内訳は、例えば、決算統計で保健体育費に含まれる学校給食費は、小学校費・中学校費でそれぞれ計上されています。

### 学校へ配当される予算は (一)一般会計予算を見ると

我が家に町内会の回覧板で「学校だより」が回ってきます。そこには、「備品が足りない」「窓ガラスが割れても直せない」といった学校現場の苦勞が書かれています。それだけ学校予算が足りないようです。

### 実際の学校予算は、どのくらいになっているのか

「(項)小学校費」「(項)中学校費」の中に、「目」として、「学校管理費」「教育振興費」があります。「学校管理費」は、学校事務員

の人件費や旅費、校舎などの修繕費、などです。「教育振興費」は、教材費などです。玉野市の予算をみると、例えば、学校関係費の「(節)11需用費」の「消耗品費」をみても、市内の学校ひとまとめに計上しているためわかりません。

一方、「学校建設費」は、学校校舎や体育館・プールなどの建設、用地等です。これらは玉野市全体でも大きな支出であるため、一般会計予算で、今年、どの学校が改修されたのかということはわかります。

### (二)各学校の予算書を議員が見ることができ か？

① そこで、各学校には「予算書」「予算編成資料」がありますか？

② あれば、学校の協力を得て拝見できるか？

③ 最近では、ホームページで公開する自治体も出てきていますが、玉野市でも公開してはどうか？

ある県外の小学校の予算編成資料を見て、それを紐解くと、学校管理費をさらに事業ごと、節事に掲載されています。「(節)11需用費」は、さらに「01消耗品費」「04印刷製本費」「06修繕費」とさらに細かく分けた「細節」で分かれます。

学校予算を見るに当たっては、光熱費や消耗品費に充てる「(節)11需用費」、学校修繕費としての「(節)15工事請負費」に注目しますと。

### 教育現場にどれだけのおカネをかけたか？

④ 予算の裁量権は学校にあるのか？

⑤ 学校の予算は誰が決めているのでしょうか？

⑥ 玉野市には、「学校財務事務取扱要綱」というのがありますか？

⑦ そこに、校長が行うことのできる備品購入や工事契約(支出負担行為)の制限額が定められていますか？

⑧ あれば、玉野市では各学校の消耗品・図書購入費だと何万円が限度ですか？

国立教育政策研究所が「公立学校の財務に関するアンケート調査」を02年に行っています。全国の市区698自治体の教育委員会予算事務・財務担当者を対象にした調査です（調査対象698有効回答数825%）。そのうち有効回答数の4割にあたる225自治体で「校長は支出負担行為」をできない」という回答をしています。いかに学校現場に予算の裁量権がないか、あるいは限られていることがわかります。

⑨ 玉野市では「校長の支出負担行為」はどうなっていますか？

そういった現状から、埼玉県志木市の「学校魅力化推進事業費」などの学校裁量予算の取組が注目されています。

⑩ 玉野市でも志木市の「学校魅力化推進事業」のような学校裁量予算の取組を検討してはどうか？

### 現場の声をひろうて！

話を戻しますが、学校の予算裁量権の問題とあわせて、次第に学校予算そのものが削られている現状はやはり無視できません。まちだ市民分析研究会による『市民が分析した町田市の財政』では、小学校・中学校管理費の推移を調べています。さらに、ある小学校の消耗品費（教材費）も調べてみると児童一人当たりで一〇年間で役4割も減少していることがわかったそうです。

多摩市財政分析研究会でも、学校配当予算が

02年度から06年度の5年間で、約4割削減されていることがわかったそうです。

⑪ 玉野市の状況はどうか？

その調査と平行して学校現場の声も集めてみました。そこで、聞こえてくるのは、「全般的に、学校教育を行う上で日常的に必要な

消耗品も、やりくりが必要になってきている」ということです。

教育費だけでなく、目的別歳出ごとに深く分析すると、こういった現場の協力・現場の声をひろうことの大切さがわかってきました。

⑫ 市長の御所見をお伺いしたい？

(四) 新型交付税の導入に対する本市の見解は？

『住民自治』2006年9月号、18頁・平岡和久・森裕之「地方交付税改革と小規模自治体への影響」によりますと、基準財政需要額の算定において、測定単位を人口だけでなく、例えば「小学校費」は(児童数)(学級数)(学校数)と様々です。なぜ、測定単位が様々になるのでしょうか。それは、「人口・面積のほか、福祉の経費は高齢者数でも計算する、小学校の需要を測るにも、学級数、学級数、児童数で計算するなど、行政サービスの需要を測るために、きめ細かく測定単位を設定して」きたことにあるとあります。

しかし、「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書」によりますと、07年度より、人口と面積を基本とした簡素な算定方式として新型交付税を導入することになったことに鑑み、投資的経費の大部分を対象に包括算定経費つまり、新型交付税が導入され、市町村の基準財政需要額の算定項目は06年度の53から07年度の36へと3割減少することになったとあります。

新型交付税の対象部分は人口要素が大きく反映されるため、人口の少ない自治体ほど不利になる可能性があると思います。また、基準財政需要額に占める新型交付税の比重は07年度は10%程度とされています。ちなみに07年度の地方交付税総額は約15兆円だったと思いますが、将来的には「3年間で5兆円程度」「新分権一括法に伴い割合を拡大」といつているように、その比重を高めようとしています。その動向について、当局の御所見を賜りたい？